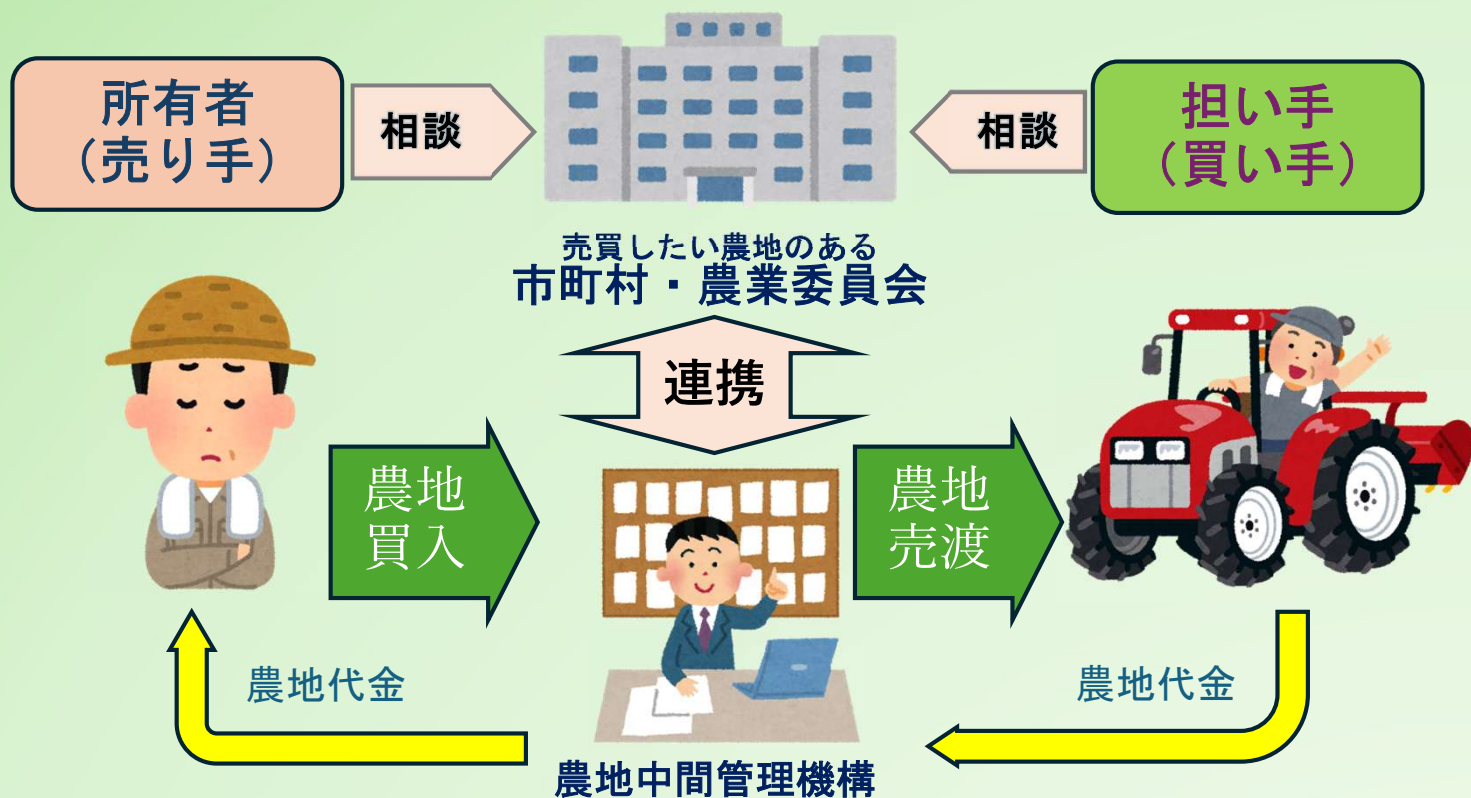


農地 売りたい方 を 買りたい方 へ



農地売買等事業のご案内

経営規模縮小等を検討されている方の農地を、農地中間管理機構が買い入れ、経営規模拡大を図る担い手等に売り渡します。



メ リ ッ ト

売 り 手

譲渡所得税の軽減が受けられます。

買 い 手

登録免許税、不動産取得税の軽減が受けられます。

法務局への登記事務は農地中間管理機構が行います。

まずは売買したい農地のある
市町村・農業委員会へご相談ください！

主 要 件

※詳細な要件は市町村・農業委員会にご確認ください。

○農地要件

- ◆農振農用地区域内の農用地等で地域計画に含まれていること
- ◆所有権が登記されており、抵当権が設定されていないこと
- ◆対象農地の金銭債務（税等）の滞納がないこと
- ◆隣地との境界が明確であること
- ◆農地の売買価格が近傍類似価格に準じること

○担い手要件（農地の買い手の要件）

- ◆認定農業者、認定就農者等の担い手であること
- ◆原則、取得後の経営面積が概ね1ha以上の団地を形成すること
- ◆機構への代金支払は一括前払すること

※売り手と買い手のマッチングが整ったもののみ取り扱います。

諸 経 費

○所有者（農地の売り手）

農地代金の 2.5% + 消費税

【例】農地代金が 1,000 万円の場合

手数料 = 1,000 万円 × 2.5% = 25 万円

消費税 = 25 万円 × 10% = 2 万 5 千円

合計 27 万 5 千円

※農地代金が100万円未満の場合は27,500円（消費税込）



○担い手（農地の買い手）

農地代金の 0.5% + 消費税

【例】農地代金が 1,000 万円の場合

手数料 = 1,000 万円 × 0.5% = 5 万円

消費税 = 5 万円 × 10% = 5 千円

合計 5 万 5 千円

※農地代金が100万円未満の場合は5,500円（消費税込）

※機構から担い手への所有権移転登記の申請に必要な登録免許税は上記の手数料とは別にいただきます。

